

島根県公安委員会告示

島免（公）第 7052 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について公開による聴聞を次のとおり行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

島根県公安委員会



1 聴聞の期日

令和 8 年 7 月 30 日（木） 午前 10 時 00 分

2 聴聞の場所

松江市打出町 250 番地 1 島根県警察本部交通部運転免許課
（聴聞室）

浜田市竹迫町 2385 番地 3 島根県西部運転免許センター
（聴聞室）